

協議第5号

各種事務事業の取扱い（建設関係）

各種事務事業の取扱い（建設関係）について提案する。

平成15年12月25日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 5 - 1 各種事務事業の取扱い（建設関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-5-1	各種事務事業の取扱い(建設関係)	所 管	建設水道専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 公社、第三セクター等	合併時まで石狩市土地開発公社は、厚田村土地開発公社から債権債務を引き継ぎ、厚田村土地開発公社は解散するものとする。			
2. 関係団体(公共的団体等)	現行のとおりとする。			
3. 関係団体(協議会等)	石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。ただし、一般国道451号道路整備促進期成会については、新市において加入するものとする。			
4. 附属機関等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
5. 手数料等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
6. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
7. 建設庶務関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
8. 道路・河川管理事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
9. 公共用地取得事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
10. 建築関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
11. 市街地再開発事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

(個 表)

1. 公社、第三セクター等(第7回現況調書124ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
関係団体	石狩市土地開発公社	厚田村土地開発公社	該当なし	合併時までに石狩市土地開発公社は、厚田村土地開発公社から債権債務を引き継ぎ、厚田村土地開発公社は解散するものとする。

2. 関係団体(公共的団体等)(第7回現況調書102、122、139ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
関係団体	道路愛護組合 河川愛護組合 旧役場周辺地区市街地再開発組合	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

3. 関係団体(協議会等)(第7回現況調書101、123ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
関係団体	北海道道路整備促進協会 北海道災害復旧促進協会 北海道治水砂防海岸事業促進同盟 北海道河川環境整備促進協議会 道央圏連絡道路整備促進期成会 用地対策連絡協議会 石狩川治水促進期成会 建築確認支援システム運用協議会 日本建築行政会議 全国建築審査会協議会	北海道道路整備促進協会 北海道災害復旧促進協会 北海道治水砂防海岸事業促進同盟	北海道道路整備促進協会 北海道災害復旧促進協会 北海道治水砂防海岸事業促進同盟 北海道河川環境整備促進協議会	石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。
	該当なし	該当なし	一般国道451号道路整備促進期成会	新市において加入するものとする。

4. 附属機関等(第7回現況調書128ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
附属機関等	石狩市中高層建築物紛争調整委員会	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

5.手数料等(第7回現況調書117~121、129ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い																												
優良住宅新築 認定申請審査	<p>【優良住宅新築認定申請手数料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築住宅の床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100㎡以下のとき</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え、500㎡以下のとき</td> <td>8,600円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え、2,000㎡以下のとき</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡を超え、10,000㎡以下のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え、50,000㎡以下のとき</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000㎡を超えるとき</td> <td>58,000円</td> </tr> </tbody> </table>	新築住宅の床面積の合計	金額	100㎡以下のとき	6,200円	100㎡を超え、500㎡以下のとき	8,600円	500㎡を超え、2,000㎡以下のとき	13,000円	2,000㎡を超え、10,000㎡以下のとき	35,000円	10,000㎡を超え、50,000㎡以下のとき	43,000円	50,000㎡を超えるとき	58,000円	無 料	<p>【優良住宅新築認定申請手数料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築住宅の床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100㎡以下のとき</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え、500㎡以下のとき</td> <td>8,600円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え、2,000㎡以下のとき</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡を超え、10,000㎡以下のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え、50,000㎡以下のとき</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000㎡を超えるとき</td> <td>58,000円</td> </tr> </tbody> </table>	新築住宅の床面積の合計	金額	100㎡以下のとき	6,200円	100㎡を超え、500㎡以下のとき	8,600円	500㎡を超え、2,000㎡以下のとき	13,000円	2,000㎡を超え、10,000㎡以下のとき	35,000円	10,000㎡を超え、50,000㎡以下のとき	43,000円	50,000㎡を超えるとき	58,000円	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
新築住宅の床面積の合計	金額																															
100㎡以下のとき	6,200円																															
100㎡を超え、500㎡以下のとき	8,600円																															
500㎡を超え、2,000㎡以下のとき	13,000円																															
2,000㎡を超え、10,000㎡以下のとき	35,000円																															
10,000㎡を超え、50,000㎡以下のとき	43,000円																															
50,000㎡を超えるとき	58,000円																															
新築住宅の床面積の合計	金額																															
100㎡以下のとき	6,200円																															
100㎡を超え、500㎡以下のとき	8,600円																															
500㎡を超え、2,000㎡以下のとき	13,000円																															
2,000㎡を超え、10,000㎡以下のとき	35,000円																															
10,000㎡を超え、50,000㎡以下のとき	43,000円																															
50,000㎡を超えるとき	58,000円																															
建築確認申請 等手数料	<p>【建築物に関する確認申請手数料】</p> <p>~1件につき、床面積の合計の区分に応じて</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>30㎡以内のもの</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え、100㎡以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え、200㎡以内のもの</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超え、500㎡以内のもの</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え、1,000㎡以内のもの</td> <td>34,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【建築物に関する完了検査申請手数料】</p> <p>~1件につき、床面積の合計の区分に応じて</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>30㎡以内のもの</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え、100㎡以内のもの</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え、200㎡以内のもの</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超え、500㎡以内のもの</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え、1,000㎡以内のもの</td> <td>36,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【工作物に関する確認申請手数料】</p> <p>(1) 工作物築造の場合〔(2)の場合を除く〕 8,000円</p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして 工作物を築造する場合 4,000円</p> <p>【工作物に関する完了検査申請手数料】~申請1件につき、9,000円</p> <p>【仮設建築物建築許可申請手数料】~申請1件につき、120,000円</p>	30㎡以内のもの	5,000円	30㎡を超え、100㎡以内のもの	9,000円	100㎡を超え、200㎡以内のもの	14,000円	200㎡を超え、500㎡以内のもの	19,000円	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	34,000円	30㎡以内のもの	10,000円	30㎡を超え、100㎡以内のもの	12,000円	100㎡を超え、200㎡以内のもの	16,000円	200㎡を超え、500㎡以内のもの	22,000円	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	36,000円	該当なし	該当なし									
30㎡以内のもの	5,000円																															
30㎡を超え、100㎡以内のもの	9,000円																															
100㎡を超え、200㎡以内のもの	14,000円																															
200㎡を超え、500㎡以内のもの	19,000円																															
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	34,000円																															
30㎡以内のもの	10,000円																															
30㎡を超え、100㎡以内のもの	12,000円																															
100㎡を超え、200㎡以内のもの	16,000円																															
200㎡を超え、500㎡以内のもの	22,000円																															
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	36,000円																															

建築確認申請等手数料 (前頁から)	【一定の複数建築物の認定及び認定の取消し申請手数料】				
	建築基準法第86条第1項の規定による認定の申請をする者	建築物の数が2である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額			
	同法第86条第2項の規定による認定の申請をする者	建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額			
	同法第86条の2第1項の規定による認定の申請をする者	建築物(同一敷地内建築物を除く)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額			
	同法第86条の5第1項の規定による認定の取消しを申請する者	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額			

区分	石 狩 市				厚 田 村	浜 益 村				具体の取扱い
道路占用料	占用物件				無 料	占用物件				合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
						占用料金				
						単位		金額		
	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円		電柱	1本につき1年	770円		
		第2種電柱		1,600円		電話柱		690円		
		第3種電柱		2,200円		その他の柱類		1,100円		
		第1種電話柱		930円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円		
		第2種電話柱		1,500円		その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,100円		
		第3種電話柱		2,100円						
		その他の柱類		72円						
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円							
	地下電線その他地下に設ける線類		5円							

道路占用料 (前頁から)	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700円	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36円			
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	480円		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		53円			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400円		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		71円			
	郵便差出箱			600円		外径が0.2m以上0.4m未満のもの		140円			
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	4,400円		外径が0.4m以上1m未満のもの		369円			
	その他のもの		占用面積1㎡につき1年	1,400円		外径が1m以上のもの	710円				
	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの		長さ1mにつき1年		48円					
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの				72円					
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの				95円					
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの				190円					
		外径が0.4m以上1m未満のもの				480円					
	外径が1m以上のもの		950円								
	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年		1,400円	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	44円
	その他のもの			占用面積1㎡につき1月		440円					
	道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月		440円	標識	1本につき1年		1,100円	
			その他のもの	表示面積1㎡につき1年		4,400円					
		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		44円	その他のもの	1本につき1月		440円	
			その他のもの	1本につき1月		440円					

道路占用料 (前頁から)	幕(施行令第7条第2号に掲げる工 用施設を除く。)	祭礼、縁日等 に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡ につき1日	44円		
		その他のもの	その面積1㎡ につき1月	440円		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 月	4,400円		
		その他のもの		2,200円		
	施行令第7条第2号に掲げる工 用施設及び同条第3号に掲げる工 用材料	占用面積1㎡ につき1月	440円			
施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び 同条第5号に掲げる施設		140円				
土石等採取料、土地及び流水占用料	これらの料金については、現在、3市村においてそれぞれ普通河川管理条例を制定し管理を行っているが、項目及び金額は同一である。					

6. 補助金等(第7回現況調書102、105、122、139ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体的取扱い
道路愛護組合補助金	石狩市道路愛護組合補助金 (内容)組合が道路の沿道において実施する清掃事業に対し、その経費の一部を補助する。	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
河川愛護組合補助金	石狩市河川愛護組合補助金 (内容)組合が実施する普通河川敷地内の清掃事業に対し、その経費の一部を補助する。	該当なし	該当なし	
旧役場周辺地区市街地再開発事業補助金	石狩市旧役場周辺地区市街地再開発事業補助金 (内容)建物の老朽化が進んでいる旧役場周辺地区の市街地再開発事業を行っている組合に対し、その事業費の一部を補助する。	該当なし	該当なし	

<p>消融雪機器設置費貸付金</p>	<p>石狩市消融雪機器設置費貸付金 (内容)冬期間における生活環境向上のために、宅地内に消融雪機器を設置する市民に対して資金を貸し付ける。 金額 80万円を限度 期間 4年以内 利息 無利息</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>
--------------------	---	-------------	-------------	------------------------------

7. 建設庶務関係事務(第7回現況調書97~100ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

8. 道路・河川管理事務(第7回現況調書101~123ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

9. 公共用地取得事務(第7回現況調書124~126ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

10. 建築関係事務(第7回現況調書127~138ページ参照)

法律に基づく事務事業であり3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

11. 市街地再開発事業(第7回現況調書139ページ参照)

合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。